

総行住第 198 号
平成 30 年 11 月 27 日

各都道府県総務担当部局長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例の適用
について (通知)

この度、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 38 及び第 260 条の 39 に規定する認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例 (以下「特例制度」という。) について、認可地縁団体が所有する不動産の表題部所有者 (不動産登記法 (平成 16 年法律第 123 号) 第 2 条第 10 号に規定する表題部所有者をいう。) 又は所有権の登記名義人 (以下「登記名義人等」という。) に当該認可地縁団体が含まれている場合についての当該特例制度の適用について照会がありました。

この点については、下記のとおり取り扱うことが適当であると考えられますので、貴職におかれましては、下記事項を御承知の上、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知くださるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

認可地縁団体が所有する不動産の登記名義人等に当該認可地縁団体が含まれている場合であっても、当該認可地縁団体以外の当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるときは、当該認可地縁団体が所有する当該不動産は「表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの」として、特例制度の対象となり得ること。

【連絡先】

総務省自治行政局住民制度課
担当：館野係長、田邊
電話：03-5253-5517